

喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱

平成18年1月4日

(目的)

第1条 この要綱は、喜多方市中小企業振興条例第3条の規定に基づき、市内中小企業者の設備資金、事業資金の融資あっせん及び信用保証料の補助金の交付を行うことを目的とする。

(資金の預託)

第2条 市は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を原資として取扱金融機関に預託する。

2 この要綱による取扱金融機関への預託は、別に定める契約書によるものとする。

(融資額の設定)

第3条 福島県信用保証協会（以下「協会」という。）は、この要綱の目的達成のため、取扱金融機関に対し、前条の預託額の10倍に相当する額を市内の中小企業者に対し融資保証を行うものとする。

2 取扱金融機関は、前条の預託額を原資として預託額の10倍に相当する額を市内の中小企業者に対し融資を行うものとする。

(融資の方法)

第4条 融資に関しては、中小企業者の特性を考慮し、簡易かつ迅速に、できる限り多数の中小企業者が利用できるよう努め、その方法については、同条に定めるところにより行うものとする。

2 主たる事業所を1年以上市内に有し（個人にあっては、住所を1年以上市内に有し）、同一事業を1年以上営み、市税を滞納していない中小企業者に対する融資（以下、「一般枠」という。）の条件は次に定めるものとする。

(1) 融 資 限 度 額 運転資金 2,000万円以内

設備資金 2,000万円以内

ただし、併用の場合は2,000万円を限度とする。

(2) 融 資 期 間 10年以内

(3) 融 資 利 率 年2.6パーセント以下

3 主たる事業所を1年以上市内に有し（個人にあっては、住所を1年以上市内に有し）、同一事業を1年以上営み、市税を滞納していない中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた中小企業者に対する融資（以下、「セーフティネット保証枠」という。）の条件は次に定めるものとする。

(1) 融 資 限 度 額 運転資金 2,000万円以内

設備資金 2,000万円以内

ただし、併用の場合は2,000万円を限度とする。

(2) 融 資 期 間 10年以内(うち据置期間2年以内)

(3) 融 資 利 率 年2.0パーセント以下

4 市内で新たに事業を開始する見込み又は事業を開始して1年以内の法人（主たる事業所を市内に有しているか市内に設置する見込みである場合に限る）及び個人（市内に住

所を有し、主たる事業所を市内に有しているか市内に設置する見込みである場合に限る)で、市税を滞納していない者に対する融資(以下、「新規創業枠」という。)の条件は次に定めるものとする。

- (1) 融 資 限 度 額 運転資金 800万円以内
設備資金 800万円以内
ただし、併用の場合は800万円を限度とする。

(2) 融 資 期 間 10年以内

(3) 融 資 利 率 年2.7パーセント

5 一般枠、セーフティネット保証枠、新規創業枠における取扱金融機関及び信用保証料率等は次に定めるものとする。

(1) 取 扱 金 融 機 関 下記のとおりとする。

金融機関名	支店名
東邦銀行	喜多方支店 塩川支店
福島銀行	喜多方支店
大東銀行	喜多方支店
会津信用金庫	喜多方支店 山都支店 喜多方東支店
会津商工信用組合	喜多方支店 塩川支店

(2) 信 用 保 証 料 率 ①一般枠及び新規創業枠における年間の信用保証料率は協会が定める基本保証料率に準じ、下記のとおりとする。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
喜多方市制度資金 信用保証料率(責任共有) (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

②セーフティネット保証枠における信用保証料率は年0.75%とする。

③協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

(3) 返済の方法 分割返済とする。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認めることとする。

(4) 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人は1人以上とし、必要に応じ担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

(5) 申 込 場 所 取扱金融機関

6 一般枠、新規創業枠、セーフティネット保証枠による融資額の合計は3,000万円とする。
(融資状況報告)

第5条 協会は、当月分の保証融資報告書(様式第1号)及び保証料補給対象者調書(様式第2号)を翌月15日まで市長に報告するものとする。

2 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であって、協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する

保証金額が1,250万円以下であるとき、または保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受けしたものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(信用保証料の補助)

第6条 この制度の利用に係る信用保証料は、協会の報告、本人の申請等に基づき、信用保証料の2分の1に相当する額を市が補助する。

2 第1項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(信用保証料補助の申請)

第7条 この制度による保証料の補助を受けようとする者は、信用保証料補助金交付申請書(様式第3号)を、取扱金融機関を経由し、市長に提出するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の申請書を取りまとめ、融資実行日が属する月の翌月の末日までに市の発行する市税納税証明書を添付し、市長に送付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が当該融資を早期完済し、信用保証料の返戻があった場合は、当初の補助額が経過保証料を超過した分について市に返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱、塩川町中小企業振興資金保証融資規則(昭和49年塩川町規則第12号)、山都町中小企業振興資金保証融資制度実施要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成21年1月5日から平成22年3月31日までとする。

3 改正前の喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱に基づき融資された資金について

ては、なお、従前の例による。

附 則

要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。
- 2 改正前の喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

附 則

要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

附 則

要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- 3 改正前の喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- 3 改正前の喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 3 改正前の喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱に基づき融資された資金について

は、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。
- 3 改正前の喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
- 3 改正前の喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 3 改正前の喜多方市中小企業振興資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第3項セーフティネット保証枠の適用は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。